

て、無利子とは書かれていません。実際、融資を受けた方は利息を負担します。

それでは、どうして無利子融資という言葉が飛び交うのでしょうか。それは、「特別利子補給制度」の併用により実質的な無利子化を行うからです。また、この制度の詳細は検討中なのです。予定される運用は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」を受けている方であって、次のいずれかの要件に該当する方です。

	小規模事業者	中小企業者
個人	要件なし	売上高▲20%以上
法人	売上高▲15%以上	

また、売上高要件の比較は、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」で確認する最近 1 カ月に加え、その後 2 カ月も含めた 3 カ月間のうちのいずれかの 1 カ月で比較します。補給限度額は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の融資限度額のうち、3,000 万円以下の部分、補給期間は当初 3 年間です。補給率は「新型コロナウイルス感染症特別貸付」の 3,000 万円以下の部分にかかる「基準（災害）▲0.9%」の利子（支払利息）であり、いったん公庫に返済後、支払済み利子額を実施機関から補給する予定です。

令和 2 年 3 月 17 日時点での適用例（運転資金 1,500 万円・5 年返済の場合）で説明します。基準利率 1.36% に▲0.9% すると 0.46% です。よって、3,000 万円以下の部分の利率（年）は、当初 3 年間は 0.46%、3 年経過後は 1.36% です。当初 3 年間 0.46% の部分の支払済み利子額を後日実施機関から補給することで、実質的に無利子化する予定です。

改めて言いますが、無利子融資ではありませんし、3,000 万円を超える部分への利子補給はありません。政府からの情報をそのまま受けて日本政策金融公庫に相談しますと、この部分で混乱が生じますが、正しくは後日利子補給することで、実質的に無利子化する部分があるということです。このことをご理解いただき、日本政策金融公庫の担当者の言われることにご納得いただき、ご相談ください。

次に具体的に相談しようと思ったとき、いったい融資希望額をいくらにしたらよいのかです。この金額はここで一律にこのように考えてくださいとは断言できませんが、私に関わった事例にてご説明いたします。あくまでも一例とお考えください。

ひとつ目は、減少した売上総利益の 3 カ月分です。売上は落ちますが、それに対応する原価も落ちますので、実際の減少額は売上総利益になります。その利益で固定費を賄うのですが、それが足りない場合に営業利益が赤字、回収と支払の時間差はありますが、資金繰りが厳しくなります。3 カ月という月数は、できれば 4 カ月とか大きな数字であった方が資金繰りにおいては安心ですが、ひとつの目安です。

ふたつ目は、80% など大きく売上が落ちた場合は、固定費の 3 カ月分という計算です。ただし、上記 2 つの考え方においても、もらったお金ではなく、今後返済が始まるということに基づき金額を設定してください。つまり、長期的に業況が回復した際のキャッシュフローが返済額を上回っているかということです。そうしないと、いつか金融機関か